# 平成20年度法科大学院における教育体制について

## 1. 専任教員数(人) 平成20年4月1日現在

#### ①法科大学院における専任教員の状況(総表)

	- 0							科目分類					
	区分			B. 行政法	C. 民法	D. 商法	E. 民事 訴訟法	F. 刑法	G. 刑事 訴訟法	H.実務基礎 科目	I. 基礎法学 ・隣接科目	J. 展開• 先端科目	合計
	専	A. 当該法科大学院の 授業のみ担当	28	24	63	28	35	30	22	0	5	15	250
	<del>1</del>	B. 他学部・他大学院・ 他専攻の授業も担当	63	48	146	80	40	64	32	9	34	97	613
研究者	専他	C. 他学部・他大学院・ 他専攻とのダブルカウント (博士後期課程除く)	12	14	28	17	10	16	11	2	14	37	161
		D. 博士後期課程との ダブルカウント	13	8	10	13	11	7	6	2	14	51	135
		E. うち、法学 を専攻する博 士後期課程の 研究指導教員	12	6	8	11	10	5	5	2	12	40	111
	F. 実専		3	9	57	17	32	18	36	95	7	40	314
実 務 家	G. 実専他		0	1	2	0	1	1	0	3	3	5	16
	H. 実み		2	4	19	9	14	7	22	124	0	31	232
	- 		121	108	325	164	143	143	129	235	77	276	1,721

「専」 …「専他」、「実専」、「実専他」、「実み」以外の専任教員

「専他」 …専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)附則第2項の規定により、学内の他の学部又は大学院の専任教員の数に算入する専任教員

「実専」 …専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年文部科学省告示第53号)第2条第1項に規定する専任教員

「実専他」 …専門職大学院に関し必要な事項について定める件第2条第1項に規定する専任教員のうち、専門職大学院設置基準附則第2項の規定により、学内の 他の学部又は大学院の専任教員の数に算入する者

「実み」 …専門職大学院に関し必要な事項について定める件第2条第2項の規定により専任教員とみなす者

## ①-1 法科大学院における専任教員の状況(専任教員の種類別)

		基準専任 教員数		専任教員内訳									
	入学定員		専任教員 総数	A.専 (LSのみ)	B.専 (LS+他学 部等)	C. 専他 (博士後期 除く)	D. 専他 (博士後期)	E. うち、法学・ 博士後期・ 研究指導	F. 実専	G. 実専他	H. 実み		
国立計	1,760	404	599	52	263	47	70	47	82	14	71		
公立計	140	28	30	0	13	4	5	5	3	0	5		
私立計	3,895	856	1,092	198	337	110	60	59	229	2	156		
国公私計	5,795	1,288	1,721	250	613	161	135	111	314	16	232		

## ①-2 法科大学院における専任教員の状況(科目群別、研究者教員・実務家教員別)

		<b>基準専任</b>	専任教員内訳									
	3 # <del>4</del> =		専任教員		科目	群別		研究者教員·実務家教員別				
	入学定員	教員数	総数	法律基本 科目	比率	法律基本 科目以外	比率	研究者教員	比率	実務家教員	比率	
大規模校計	3,115	623	768	478	62.2%	290	37.8%	540	70.3%	228	29.7%	
中規模校計	1,165	233	349	235	67.3%	114	32.7%	232	66.5%	117	33.5%	
小規模校計	1,515	432	604	420	69.5%	184	30.5%	387	64.1%	217	35.9%	
合計	5,795	1,288	1,721	1,133	65.8%	588	34.2%	1,159	67.3%	562	32.7%	
大規模校平均	155.8	31.2	38.4	23.9	62.2%	14.5	37.8%	27.0	70.3%	11.4	29.7%	
中規模校平均	64.7	12.9	19.4	13.1	67.3%	6.3	32.7%	12.9	66.5%	6.5	33.5%	
小規模校平均	42.1	12.0	16.8	11.7	69.5%	5.1	30.5%	10.8	64.1%	6.0	35.9%	
全大学平均	78.3	17.4	23.3	15.3	65.8%	7.9	34.2%	15.7	67.3%	7.6	32.7%	

#### ①-3 法科大学院における専任教員の状況(ダブルカウントの状況)

	入学定員	基準専任 教員数	専任教員	うち ダブルカウント 教員数	うち 法律基本科目 (A~G)	うち 実務基礎(H)	うち 基礎法(I)	うち 展開・先端(J)
大規模校計	3,115	623	768	141	71	3	19	48
中規模校計	1,165	233	349	49	33	1	2	13
小規模校計	1,515	432	604	122	77	3	10	32
合計	5,795	1,288	1,721	312	181	7	31	93
大規模校平均	155.8	31.2	38.4	7.1	3.6	0.2	1.0	2.4
中規模校平均	64.7	12.9	19.4	2.7	1.8	0.1	0.1	0.7
小規模校平均	42.1	12.0	16.8	3.4	2.1	0.1	0.3	0.9
全大学平均	78.3	17.4	23.3	4.2	2.4	0.1	0.4	1.3

「大規模校」・・・定員100名以上の大学(20校)

「中規模校」・・・定員51名以上100名未満の大学(18校)

「小規模校」・・・定員50名以下の大学(36校)

# 2. 平成20年度研究者・専任教員の年間担当授業単位数

区分		授業単位数										
		0~2 単位	3~6 単位	7~10 単位	11~14 単位	15~18 単位	19~ 単位	合計				
専	A. 当該法科大学院の 授業のみ担当	7	39	60	83	45	16	250				
7	B. 他学部・他大学院・ 他専攻の授業も担当	33	186	149	95	49	101	613				
	C. 他学部・他大学院・ 他専攻とのダブルカウント (博士後期課程除く)	20	66	33	23	11	8	161				
専 他	D. 博士後期課程との ダブルカウント	23	53	31	10	8	10	135				
	E. うち、法学を専攻する博士 後期課程の研究指導教員	22	41	26	9	7	6	111				
	숌 計	83	344	273	211	113	135	1,159				

「専他」… 専門職大学院設置基準 (平成15年文部科学省令第16号) 附則第2項の規定により、学内の他の 学部又は大学院の専任教員の数に算入する専任教員

#### 3.今後、専任教員確保がより困難になると考えられる分野

法律基本科目 計 5 7 校 (77.0%) 1 科目でも「困難」と回答があった法科大学院 計 7 科目、回答数延べ 1 6 0

A.憲法 計 8校(10.8%) B.行政法 計 29校(39.2%) C.民法 計 29校(39.2%) D.商法 計 16校(21.6%) E.民事訴訟法 計 35校(47.3%) F.刑法 計 12校(16.2%) G.刑事訴訟法 計 31校(41.9%)

全科目「困難」との回答がなかった法科大学院 計17校(23.0%) 全科目「困難」と回答した法科大学院 計 6校(8.1%)

実務基礎科目 計 9 校(12.2%) 1 科目でも「困難」と回答があった法科大学院計 1 1 科目、回答数延べ 2 1

- ・民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、ロイヤリング ... 各3校
- ・法曹倫理 ... 2 校
- ・法情報調査、企業法務、エクスターンシップ、クリニック、法文書作成、 実務基礎科目全体 ... 各1校

基礎法学・隣接科目 計 6 校(8.1%) 1科目でも「困難」と回答があった法科大学院計12科目、回答数延べ14

- ・法哲学、英米法(アメリカ法) ... 各2校
- ・法理学、日本法の歴史、西洋法の歴史、刑事政策、政治学、法社会学、 面接交渉論、公共政策論(政策法務)、地方自治の現状と課題、 法医学(医療と法) ... 各 1 校

展開・先端科目 計 2 0 校 (27.0%) 1 科目でも「困難」と回答があった法科 大学院 計 2 4 科目、回答数延べ 6 5

- ・知的財産法 ... 10校
- ・環境法 ... 9校
- ·経済法 ... 7校
- ・国際私法 ... 6校
- ・国際取引法 ... 5校
- ・税法(租税法)、倒産法(倒産処理法、執行倒産法) ... 各4校
- ・社会保障法、労働法、国際公法 ... 各2校
- ・国際法適用論、労使関係法、雇用関係法、民事保全・執行法、破産法、 消費者法、紛争とその法的解決 、紛争とその法的解決 、医事法、 法医学、ITと著作権、アメリカ法調査、家族と法、国際経済法 .... 各 1 校